



無難な予算案？

財務大臣は約束通り、「余分な飾りのない(ノーフリルの)」予算案を提出、世界的に不透明な状況が続くなか、財政責任を示すとともに選挙の年に向けて抑制の効いた内容の予算案となった。

ただし、現実主義者であれば、歳出の抑制は政府にはこれ以上支出可能な予算が残されていないためのもの、と見るかもしれない。

3年間で黒字予算にするとの公約は、世界経済の回復、予想以上のGDP成長率、そして大きな争点となっている資源超過利潤税(RSPT)からの多額の歳入に依存している。

問題は、これらの前提条件がどれほど確実なものかということだろう。

将来の予算支出計画が、不確実な将来の歳入に基づいている事は異例ではない。だが、今回の予算はRSPTからの予測不可能な歳入源に依存しており、かつ政府が公約を実現できるかどうかは世界経済が持続的に回復するかどうかにかかっている。だが、最近のギリシャの債務危機で実証された通り、世界経済は依然として不安定である。

皮肉なことに、オーストラリア経済が堅調であったからこそ政府は、ヘンリー・レビュー(包括的税制改正提案報告書)への包括的な対応など、切実に必要とされていたマイクロ経済改革への着手を先延ばしにすることが可能であった。その他のOECD諸国は前例を見ない規模での抜本的な歳出管理やマイクロ経済改革を余儀なくされている。オーストラリアは明らかに、今回もその資源産業に頼って苦渋の決断を回避しようとしている。

政府は、炭素汚染削減計画(CPRS)の施行を先送りとしたため、今回の予算では正味費用が大幅に少なくなっている。財務大臣は、将来的にはこの計画を再検討する予定であったとしたが、当面、大手電力会社などの企業にとって先行きは不透明なままである。

今回の予算では明らかな負け組が存在するが、特に痛手を受けたのは資源業界だ。インフラ業界も、国家構築計画が政治がらみで遅れ、鈍化するだろう。

主な勝ち組となるのは医療業界で、以前に発表された改革案で割り当てられなかった部分を基礎医療への支出で埋めている。政府はまた、職業訓練セクターも援助対象として予算を割り当てており、今後さらなる教育改革につながる可能性がある。

今回の予算は「無難」なように見えるが、未だに不確実な世界経済回復に大きく依存している点が大きなリスクである。

将来の予算支出計画が、不確実な将来の歳入に基づいている事は異例ではない。だが、今回の予算はRSPTからの予測不可能な歳入源に依存しており、かつ政府が公約を実現できるかどうかは世界経済が持続的に回復するかどうかにかかっている。

ジェラード・ダルボスコ
オセアニア・マネージング・パートナー及びCEO

経済



2010-11年の予算で発表された経済見通しは、中期報告にて発表された予測とそれほど変わらない。しかし、GDP成長率は2009-10年の予算で当初予測していたものを上回る。この予想以上の成長率と政府の政策イニシアチブによって、当初予想されていたより3年早く、2012-13年には黒字予算に戻ると思われる。今後の予測対象期間中に増加が見込まれる歳出を賄うのは、この歳入の大幅増である。

個人所得税、GST、物品税、法人税などによる歳入が大幅に増えると予想される。

2010-11年予算の歳入増額
(2009-10年度予算及び
2010-2011年度見通しと比較)
(単位:豪ドルMillion)

個人税	14,060
法人税	12,870
タバコ税と同種の品に対する 関税*	1,230
GST	3,170

*タバコ製品の税率引き上げによる影響は、物品税と関税(「同種の品」カテゴリ)の双方に影響する。

しかし、歳入がこのように大幅に増えるかどうかは、国際的な経済見通しに大きく依存している。世界の金融市場で新たに信頼回復の兆候が見られたものの、ユーロ圏の国家債務懸念によってそれが覆されれば、株式市場や世界の経済見通しに影響が及ぶ可能性がある。つまり、そうしたリスクは、オーストラリアの経済と歳入にとって今後数年間は非常に不安定な状況が続くことを意味する。

主要な経済予測

- ▶ オーストラリアの実質GDP成長率は2010-11年は3.25%、2011-12年は4%を予想。
- ▶ 世界経済の成長率は、新興アジア経済の成長に牽引されて2010年、2011年ともに4.25%を予想。
- ▶ オーストラリアの鉄鉱石と石炭の価格が世界需要の回復に牽引されて伸びることを主因に2010-11年の取引は14.25%上昇して60年間で最高水準になると予想。
- ▶ 失業率は低下が続くとみられ、2010-11年度末には5%、2011-2012年度末には4.75%に達し、完全雇用に近づく。
- ▶ 賃金上昇率は回復し、賃金指数は2011年4-6月期までに3.75%、2012年4-6月期までに4%の上昇を予想。
- ▶ 基礎インフレ率は2010-11年度と2011-12年度を通じて約2.5%で安定化。総合物価指数は、2010年4-6月期までに3.25%、2011年と2012年は両年とも4-6月期までに2.5%の上昇を予想。

歳入の予測に影響する主要な政策決定

- ▶ 2012年7月1日施行の、再生不能エネルギーに対する40%の資源超過利潤税 (RSPT)。RSPTによる歳入は、2012-13年は30億ドル、2013-14年には90億ドルで、合計\$120億ドルと予想される。
- ▶ タバコ税の税率の25%引き上げ。2010年4月30日の施行により、4年間で52億ドルの歳入を確保(さらに2009-2010年度に2億5,500万ドルの歳入)。
- ▶ オーストラリア税務当局 (ATO) への予算を増額し、GSTコンプライアンスを強化することで予想期間中の歳入額を30億ドル増加。

歳入増が予想されることで、政府は予算期間中に歳出増につながるであろう多くの政策イニシアチブを提案できたといえる。

これらの歳入増を以下が一部相殺するとみられる:

- ▶ CPRSの先送りにより、153億ドルの歳入減。
- ▶ 法人税率を2013-14年は30%から29%に、2014-15年は28%に引き下げることで、23億ドルの歳入減。
- ▶ スーパーアニュエーション残高が50万ドル未満の50歳以上の個人に対し、スーパーアニュエーション制度(退職年金制度)の拠出金上限を引き上げることで、13億ドルの歳入減。
- ▶ 小規模事業に対し、コストが5,000ドル未満の取得資産一括償却を認め、プーリング制度を簡素化することで10億ドルの歳入減。
- ▶ 預金利息収入に50%の割引率を認めることで10億ドルの歳入減。

歳出の予測に影響する主要な政策決定

- ▶ 全豪医療・病院ネットワーク(National Health and Hospitals Network)関連措置の2010-11年歳出は15億ドル(2009-10年の3億1,000万ドルを含め、5年間の合計は73億ドル)。
- ▶ オーストラリア軍隊の2010-11年の国際協力強化に11億ドル。
- ▶ 2010-11年の干ばつ支援に3億1,600万ドル(2009-10年から2010-11年にかけて4億2,000万ドル)。
- ▶ 2010-11年のオーストラリアの政府開発援助(ODA)に2億3,200万ドル(4年間で18億ドル)。

これら政策決定による歳出への影響は以下によって一部相殺されている:

- ▶ CPRSの先送りによって、2010-11年は4億4,500万ドルの歳出減(4年間で182億ドル)。
- ▶ 医薬品給付制度(PBS)の持続可能性を確実にするための改革案により2010-11年で3千1百万ドルの歳出減(4年間で13億ドル)。
- ▶ 第5回地域薬局合意交渉により、2010-11年に1億2,500万ドルの歳出減(4年間で4億8,400万ドル)。



オーストラリアを金融サービスのハブとする将来に向けて前進

オーストラリアを金融サービスのハブとして位置付けるため、政策上の支援が提供されたことは朗報である。また、マーク・ジョンソン氏が引き続きタスクフォースを率いて改革を監督することや、このイニシアチブに関する政府の業界との協力的アプローチも歓迎される。

投資顧問制度 (Investment Manager Regime、IMR) 案に関連した迅速な協議プロセスも歓迎する。この結果、オーストラリアの仲介業者が運用する外国資産に投資する外国投資家にとって、オーストラリアの税制がより明確になるとと思われる。オーストラリアに所在する資産に投資する税務上の取扱いを含む、IMRの別の課題も税制委員会で検討されている。適切な策定上の特性を特定し、それに対応できるよう、業界が今後も協議プロセスにかかわっていくことを期待する。

政府は、一部の金融機関の借入に対し、金利の源泉徴収税率を段階的に引き下げる提案を適用する予定である。多くの場合、「努力目標」の税率はゼロであり、源泉税率はやがて半分になるとと思われる。

この改革は、金融機関において海外の親会社から地元の子会社や支店が借入を行った場合の支払金利に適用される。この動きは歓迎できるが、改革が2013-14年まで施行されない点が残念である。その結果、オーストラリアの借手にとって借入可能な資金量が増え、銀行の流動性が改善するという利点を実現するのは先のことになる。

MITに関しては、多少明らかになったものの、定義があまりに限定的

2010年5月7日、政府は、2011年7月1日から投資信託 (Managed Investment Trust、MIT) に適用される新たな税制を含む、税制委員会によるMIT報告書への回答を発表した。その提案には以下が含まれる:

- ▶ 新たな分類制度の導入 (取り消し不能な選択の義務付け) によって、懸案事項であったMITに対する「みなし権利」税を廃止。
- ▶ MITが分配額以上あるいはそれ以下の金額を、税務上不利になることなく、翌所得年度まで繰り越すことができる最低5%ルール。
- ▶ 課税タイミングによる調整が戻される場合の二重課税を解消するための、キャピタル・ゲイン税 (CGT) コストベース規定の調整。

これらの変更により、資産運用業界が今まで求めてきた明確性と確実性が、MITの取り扱いが認められるファンドにとって高まることになる。しかし、この提案ではMITが狭義に定義されており、まだ最終案とはなっていない。この定義では、対象となるファンドは、オーストラリアの金融サービス免許を持ったオペレーターやマネージャーの投資スキームのみであり、多くのプライベートエクイティやヘッジファンドは除外される。

受取利息に課される税金の変更は有効であるものの、流動性を支援する包括的な措置を期待する銀行にとっては物足りないであろう。

国民貯蓄を強化、だが銀行の流動性改善の支援策としては不十分

2011年7月1日以降、個人の利息収入に対して最大1,000ドルまで、50%の割引率が適用される。これらの変更は有益ではあるが、流動性基準を満たすための支援策としては銀行の期待に沿ったものとはいえない。この措置が適用される商品は、銀行預金だけにとどまらず、債券や債務証券、年金型商品にも適用される。

割引率は、直接利息収入だけでなく、信託または運営投資スキーム(Managed Investment Scheme、MIS)を通して得た利息にも適用される。この合理的なアプローチは、銀行と運用投資業界との間で公平な土俵を生み出すことになる。その結果、世界的金融危機でみられたような、銀行保証制度に端を発したMISからの資金の大量流出といった事態は回避できるだろう。

GSTコンプライアンスの合理化 金融サービス

GSTコンプライアンスのコストと複雑性を減らすための改善余地に関して財務省のコンサルテーションの結果、政府は2012年7月1日付けで以下のような変更を提案する:

- ▶ 金融取得枠上限 (Financial Acquisition Threshold、FAT): 金融商品やサービスの供給に関連する取得 (Input) について GST 控除 (Input Tax Credit) が受けられる上限を15万ドルまで増額。
- ▶ 買取選択権付賃貸借契約 (Hire Purchase): 一つの課税対象供給物として扱い、GST 配分規則を合理化。
- ▶ 低減インプット課税控除 (Reduced Input Tax Credit、RITC) : 受託者や投資信託等の責任ある事業者がサービスを一纏めに供給する事によりRITC請求額を増額する事を妨げる。
- ▶ インプット課税控除: 銀行預金口座に関するインプット課税控除適用の制限。

上記FATへの変更はコンプライアンス・コストの削減につながり、ビジネスにとってはメリットがあるであろう。RITC改正案の実行は難しいものと考えられる。

その他の変更

- ▶ 2012年7月1日より、国際取引に対するGST適用に関する税制委員会の全提案を採用。これらの改正により、海外取引がある居住者にとっては、供給取引をGST免税輸出として分類することが容易になる。
- ▶ 2012年7月1日までに、不動産取引のマージン・スキームに関する改正案を明確化。
- ▶ 2011年7月1日以降、GST免税となる税金、手数料、料金の一覧作成を合理化。
- ▶ GSTコンプライアンス強化のATO追加予算として今後4年間で3億3,750万ドルを調達。これによる歳入増加は推定27億ドル。

キャピタル・ゲイン税制改善

政府は、以下に関する極めて複雑なCGT規定について、歓迎に値する改善策を発表した。

- ▶ アーン・アウト：事業買収や売却に関するルック・スルー扱いを確認。アーン・アウト契約に基づき受取った、又は支払った額が、根本にある資産取引に関連するものとして取扱う事が法律で明確に規定されることになる。政府による今回の歓迎すべき発表により、2007年の税務通達草案において議論になっていたATOの見解がこれで打開されたが、提案されている遡及適用の2007年10月17日よりも早い時期から適用すべきであろう。買手と売手は、ATOのアプローチが適用されたこれまでの取引の見直しを検討すべきである。
- ▶ CGTロールオーバー優遇措置の拡大：以下に関して2010年5月11日から適用。
 - ▶ 清算や再法人化による組織や法人事業体の転換。納税者は転換前の組織について所有した持分や権利の価値を反映した株式受領が可能となる。

- ▶ 海外の持分保有者について株式売却ファシリティ(Share sale facility)を使用し再編を行う事業体の持分を保有するオーストラリア居住納税者
- ▶ 会社分割(Demerger)ロールオーバー。規定を適用するための「所有権」を親会社が有していないことから、現在ロールオーバー措置を活用できないグループに適格性を認める。この改善により、適格退職年金制度基金やその他一部の事業体がメリットを享受することになるだろう。

しかし、まだこれは第一歩に過ぎない。ヘンリー・レビューで報告されている通り、政府がCGT法の大幅改正に向けて対応を進めることをアーンスト・アンド・ヤングは望んでいる。

連結納税制度に関する継続的 微調整

連結納税グループの一部の租税債務の徴収方法に影響を及ぼしていた法律上の変則性を克服する改正が歓迎された。

また改正は、共通の海外親会社を持つ姉妹会社によって結成される連結納税グループ(Multiple Entry Consolidated Group、MECグループ)から離脱する際のMECグループ税債務の精算規定(Clear Exit Rule)にも適用される。改正の一部は2010年5月11日から適用され、残りは2002年7月1日まで遡って適用される。

しかし、現在国会で協議されている、連結納税制度に関する多数の未施行改正項目を導入するための法案の改正は、あまり歓迎されなかった。2010年5月11日に導入された変更により、将来的な収益に対する権利の取扱いが調整されることになる。受動的所得を受取る権利は当初の改正案のメリットを受けないことになり、税務上のメリットの享受期間が延長される。

小額州税からの一時的救済なし

政府は、ヘンリー・レビューによる保険州税や消防サービス税の廃止勧告をおおむね支持したにもかかわらず、この政治的問題の対応を州政府に委ねている対応には疑問もある。

上場企業の資金調達手段の増加

上場企業が一般投資家に社債を発行しやすい環境を作るための追加指針が、予算案に盛り込まれていた。オーストラリア証券投資委員会(ASIC)は、必要条件を記載した通達(Class Order)を発行している。上場企業による資金調達の選択肢拡大を目指す動きは、好ましいものであると当法人は考えている。

中小企業の資金調達難への対策

具体的な税制優遇措置に加え、医療、インフラ、教育そして訓練業界に対する政府投資が、間接的に中小企業(SMEs)に恩恵をもたらすことを当法人は期待している。

ビジネス主導のGDP成長により、民間の株式投資にとって好ましい環境が形成され、退職年金制度拠出金の段階的引き上げがその環境を支えることになる。しかしながら、依然として借入による資金調達難が大きな課題となっている。貯蓄と預金の両方に関係する措置が、国内融資の利用可能性を高めるきっかけとなるであろう。

CPRSについては、予算では詳細を一切明らかにしていない。また、再生可能エネルギーやエネルギー効率化について若干追加支援するという方針以外は、温室効果ガス排出削減に向けた代替的な政策枠組みも示されていない。

中小企業による資金調達を促進するため、大企業は社債市場を通じ借入を行うことを奨励されている。利息源泉税の段階的な削減により、国内債務市場における競争促進と、海外借入れコストの削減が可能となるはずである。その結果、特に中小企業について、国内債務市場などにおける流動性が向上すると考えられる。

小規模事業に対する官僚的形式主義を是正

小規模事業に関する改正案の大半は、ヘンリー・レビューに対する政府回答においてすでに発表されている。予算には官僚的形式主義の軽減を目指したGST関連の発表が盛り込まれており、中小企業から歓迎されることだろう。事業の一部又は全部を現金主義で認知している小規模事業主のコンプライアンス強化を促進するため、今後4年間で1億800万ドルの追加予算がATOに付与されたことは、あまり歓迎されないかもしれない。

発電への投資に影響を及ぼす CPRS 導入延期

CPRSの導入延期は、火力発電(ガスや石炭)への投資を計画している企業にとって、規制面を不透明にする要因となっている。CPRSについては、予算の将来予測では詳細を一切明らかにしていない。また、再生可能エネルギーやエネルギー効率化について若干追加支援するという方針以外は、温室効果ガス排出削減に向けた代替的な政策枠組みも示されていない。

オーストラリアのエネルギー需要は2020年までに約15%成長する見込みであることから、新規投資が不可欠であるが、投資家はリスク抑制を求めている。

ゼロから基礎需要(ベースロード)発電所を建設するには、およそ6年~7年かかる。またこの発電所資産の寿命は40年と見込まれる。したがって投資家は、入手可能な限り正確な情報を集めたいと願うのである。2020年の排出量5%削減については両政党の支持がなされているが、この目標を達成するための政策については、党派を超えた支持はない。

早急に適切な政策枠組みを確立しなければ(そして両政党の支持がなければ)、投資は政策の空白状態で行われなければならないであろう。その結果、新政策導入上取り残される資産が発生したり、2020年目標の実現のために必要以上のコストがかかり、オーストラリア経済が圧迫されたりする可能性がある。

再生可能エネルギーを奨励する次世代の刺激策

再生可能エネルギー目標は、可能な限りコストを抑えた再生可能技術を確立するために策定されている。しかし次世代を支えるため、政府は、将来的に電力を低コストで大規模に提供し、オーストラリア国内の供給選択肢の多様化を可能とする技術のための再生可能エネルギー・フューチャー・ファンド(Renewable Energy Future Fund)設立に向け、今後4年間で6億5,250万ドルを投じるとしている。

特に資金配分方法についてまだ詳細が明らかになっていないものの、オーストラリアで急速に成長する再生可能エネルギー市場にとっては、さらなる資金調達源として歓迎できる内容である。

ファンドはさらに以下の活動を支援する予定である:

- ▶ 例えば、地熱、太陽、波エネルギーへの投資など、大小各種の再生可能エネルギープロジェクトの展開。
- ▶ 産業、商業および家庭用エネルギー効率のさらなる向上による、オーストラリアの企業や家庭のエネルギー消費削減支援。

このファンドは、政府による51億ドル規模のクリーンエネルギー・イニシアチブの一環であり、2020年までに20%という拡張再生可能エネルギー目標を通じて提供される既存支援を補うものである。

スキル不足への対応

成長路線をたどる経済を支えるための国内の基本的スキルベースの向上を目指し、財務省は訓練と実習に6億6,100万ドルを拠出している。労働力不足と賃金インフレという問題はあらゆる企業が直面している問題だが、最も影響を受けているのは資源関連企業である。したがって予算には、今後10年間で8万6千人の労働力不足に直面すると考えられる資源関連企業に対する2億ドルの必須スキル投資資金と訓練コスト援助が盛り込まれている。

残りの資金は、オーストラリアの若年層を対象とした実習、雇用、職業訓練の増加、および成人向けの読み書き・計算基礎学力の学習機会提供に充てられる。これは、熟練労働者を求める成長企業を短期的に支援するのではなく、オーストラリア国内の労働力を長期的に築く基盤としての狙いがある。

RSPTの詳細と、今後のヘンリー・レビュー回答

資源業界に残る不透明感

予算財源の核となるのは、2010年5月2日に発表された資源超過利益税(RSPT)の導入案である。これは以下の措置と併せ、2012年7月1日からの再生不能資源プロジェクトに対して適用される。

- ▶ 2011年7月1日以降発生するオーストラリア国内の探査(地熱も含む)費用に対する払戻可能税務控除。
- ▶ 2012年からの新規インフラファンド。

予算案には当該業界へのRSPTに関する明確な説明や詳細事項は残念ながら示されておらず、今後の協議プロセスに委ねられることになっている。

この他に、ヘンリー・レビューに対する政策面での対応はない

ヘンリー・レビューに対しさらに政府からの回答があることを当法人としては望んでいた。印紙税や給与税を始めとする州税の税制改革、あるいはFBT等の複雑な税制の簡素化に対して姿勢も行動も示されなかったことは残念である。事業納税者が政府と協働して行動を後押しすることが望ましいと当法人は考える。

アーンスト・アンド・ヤングによる資源超過利潤税の解説及びヘンリー・レビューに対する政府回答の分析に関する日本語概要のお問合せは、下記までご連絡ください。
takamasa.kikui@au.ey.com

公共投資



健康的なオーストラリアを目指す投資

これまで、政府の医療改革パッケージに欠けていたのは基礎医療だった。第一線のサービスへの予算投資は、きちんと責任の所在が明らかにされた利用しやすい総合医療システムの確立に向けて大きく踏み出した内容である。しかしながら、その実現のためには様々なサービス全体で大幅な変更を実施することが不可欠であり、それに伴うリスクも甚大である。

基礎医療への投資においては、初年度に15億ドル近くが支出される予定だ。これは、今後5年間の医療改革投資総額の20%を占める額である。

歯科治療と高齢者医療の二つは上記の対象に含まれていない。歯科医療は見落とされたようだが、生産性委員会 (Productivity Commission) は政府が包括的な改革を実施する前に高齢者医療システムについて大規模な調査を行う予定である。

国際的経験からして、2012年までに選択制で電子医療記録を導入するという公約は、かなり野心的な内容であるといわざるを得ない。他の諸国に比べ、予算計上されている投資額は少ない。無数の公共及び民間医療機関から協力を取り付け、データセキュリティを保証し、国民からの信頼を勝ち取ることは並大抵のことではない。現在は停止されている英国の電子医療プロジェクト導入に関する検証は、オーストラリアにとって多くの教訓をもたらすだろう。

大きな節約を実現したのは医薬品の分野だ。コミュニティの薬局に影響を及ぼす様々な協定を変更し、PBS医薬品のコストを見直すことで、25億ドルの節約が可能になる。中でもジェネリック医薬品が果たす役割は大きい。メーカー側の利益について懸念があるため、オーストラリア国内における一部新薬認可の時期と、その入手可能性に対するこれらの変更の影響については疑問が残る。製薬企業の代表組織であるメディシNZ・オーストラリア (Medicines Australia) との間で当該予算案に関して交渉済みなため、この点についてのリスクは最小限と考える。

国家構築 (Nation Building) の減速

早急に必要とされる国家構築に向けたインフラ支出に対する政府取り組みは、大きく失速している。新規支出の追加分10億ドルの大半は、既にオーストラリア・レイル・トラック・コーポレーション (Australian Rail Track Corporation) に割り当てられている。これまで、連邦政府と州は国家構築プロジェクトの策定と財源拠出に関して共同で責任を担っており、政府の諮問機関であるインフラストラクチャー・オーストラリア (Infrastructure Australia) が中心的な役割を果たしてきた。今年、インフラストラクチャー・オーストラリアのプロジェクトを支援するための新規連邦財源の拠出については発表がない。ここで問題となるのは、必要性が高い輸送や物流 (鉄道や港湾) に対するインフラ投資の財源はどこにあるのかという点だ。こうしたインフラは、資源産業による主導が見込まれる将来的な経済成長を促進する重要な役割を担う。

個人



個人所得税率

2010年から11年の個人所得税率は、2008年予算案の発表内容に則り変更される予定だ。
新税率の発効後、雇用者はPAYG源泉税についてシステムのアップデートをする必要がある。

新規個人所得税率および税枠

2009年7月1日-2010年 現行課税所得枠(\$)	税率 (%)	2010年7月1日-2011年 課税所得枠(\$)	税率 (%)
0 - 6,000	0	0 - 6,000	0
6,001 - 35,000	15	6,001 - 37,000	15
35,001 - 80,000	30	37,001 - 80,000	30
80,001 - 180,000	38	80,001 - 180,000	37
180,001+	45	180,001+	45

2010年7月1日から低所得税額控除が1,350ドルから1,500ドルに引き上げられるため、オーストラリア居住者は上限16,000ドルまで所得税を支払うことなく所得を得られるようになる(2007-2008年度の11,000ドルから引き上げ)。この措置は、低所得層やパートタイム労働者にとって、真の意味でメリットとなる。

サンプル納税額(メディケア税を除く)

課税所得 (\$)	納税額 2009-10年度 (\$)	納税額 2010-11年度 (\$)	メリット (\$)
62,000	12,450	12,150	300
100,000	25,450	24,950	500
200,000	64,850	63,550	1,300
300,000	109,850	108,550	1,300

メディケア税低所得非課税枠

2009-10年度から非課税枠上限引き上げ

単身者、夫婦、家族および老齢年金受給年齢未満の年金受給者については、メディケア税の低所得非課税枠上限がさらに引き上げられる予定だ。当該改正は、2009年7月1日から適用される。

メディケア税の低所得非課税枠上限の変更

	従来の非課税枠 上限 (\$)	新規非課税枠 上限 (\$)
単身者	17,794	18,488
夫婦	30,025	31,196
家族一扶養する未成年者又は学生一人当りに つき追加額	2,757	2,865
老齢年金受給年齢 未満の年金受給者	25,299	27,697

その他の個人所得税に関する改正案

個人所得税率の引き下げに加え、個人は以下の様々な改正案による恩恵を受けることになる。

- ▶ 2011年7月1日以降各種金融商品によって得た1,000ドルまでの利息について50%の税割引。
- ▶ 2012年7月1日以降、税務処理コストや職務関連費用について、500ドルの標準控除(2013年7月1日からは1,000ドルまで引き上げ)。個人は、実際の支出額の方が高い場合は実額で申告することも可能である。事前に数値が入力された確定申告書類の導入へのさらなる取り組みと併せた今回の法案により、申告が簡素化し、税理士への依存が軽減するものと見込まれている。
- ▶ 年間上限を超える退職年金制度拠出金について、ATOに超過拠出税課税に関する裁量権行使を許可。
- ▶ 資本保護コストに割り当てられるべき資本保護借入(Capital Protected Loan)に関する支払利息(一般的に損金不算入)から100ベースポイントを控除。

ただし、医療費の純支出を損金として申告できる下限額が1,500ドルから2,000ドルに引き上げられることを受けて、支出増加に直面することになる個人もいるだろう。

公共慈善に関するファンドのガバナンス改善

既存の公共補助ファンド(Public Ancillary Fund)の枠組みは、2009年10月1日の民間補助ファンドの新たな体制と同時に導入される新体制によって改善されるだろう。改正の目的は、公共ファンドのガバナンスや運営の改善や、慈善セクターに対する信頼向上にある。政府は政策審議書を発表して変更点について協議し、2011年7月1日には提案されている規制枠組みが発効する予定となっている。

Contacts

Oceania Managing Partner and CEO	Gerard Dalbosco	gerard.dalbosco@au.ey.com	+61 3 9288 8658
Oceania Managing Partner - Markets	John Hope	john.hope@au.ey.com	+61 3 9288 8659
Japan Business Services	Takamasa Kikui	takamasa.kikui@au.ey.com	+61 2 9248 5986
Advisory	Doug Simpson	doug.simpson@au.ey.com	+61 2 9248 4923
Assurance	Tony Johnson	tony.johnson@au.ey.com	+61 3 9288 8647
Taxation	Graham Frank	graham.frank@au.ey.com	+61 2 9248 4810
Transaction Advisory Services	Graeme Browning	graeme.browning@au.ey.com	+61 2 9248 4751
Adelaide	Mark Butcher	mark.butcher@au.ey.com	+61 8 8417 2000
Brisbane	Jenny Parker	jenny.parker@au.ey.com	+61 7 3243 3673
Canberra	Bill Delves	bill.delves@au.ey.com	+61 2 9248 5969
Melbourne	Annette Kimmitt	annette.kimmitt@au.ey.com	+61 3 9288 8141
Perth	Jeff Dowling	jeff.dowling@au.ey.com	+61 8 9429 2229
Sydney	Paul Flynn	paul.flynn@au.ey.com	+61 2 9248 4618
Asset Management	Graeme McKenzie	graeme.mckenzie@au.ey.com	+61 2 9248 4689
Banking and Capital Markets	Steve Ferguson	steve.ferguson@au.ey.com	+61 2 9248 4518
Climate Change	Jon Dobell	jon.dobell@au.ey.com	+61 2 8295 6949
Consumer Products	John Davies	john.davies@au.ey.com	+61 3 9288 8503
Financial Services Office	Andrew Price	andrew.price@au.ey.com	+61 2 9248 5946
Government	Uschi Schreiber	uschi.schreiber@au.ey.com	+61 2 8295 6706
Health and Human Services	Jim Birch	jim.birch@au.ey.com	+61 8 8417 1763
Infrastructure	Bill Banks	bill.banks@au.ey.com	+61 2 9248 4522
Insurance	Paul Clark	paul.clark@au.ey.com	+61 2 8295 6967
Media and Entertainment	David McGregor	david.mcgregor@au.ey.com	+61 3 9288 8491
Mining and Metals	Mike Elliott	michael.elliott@au.ey.com	+61 2 9248 4588
Oil and Gas	Jeff Dowling	jeff.dowling@au.ey.com	+61 8 9429 2229
Private Equity	Bryan Zekulich	bryan.zekulich@au.ey.com	+61 2 9248 5833
Real Estate	Chris Lawton	chris.lawton@au.ey.com	+61 2 9248 5165
Strategic Growth Markets	Greg Logue	greg.logue@au.ey.com	+61 2 9248 5870
Superannuation	Stephen Huppert	stephen.huppert@au.ey.com	+61 3 9288 8720
Utilities	Brett Croft	brett.croft@au.ey.com	+61 3 8650 7623

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 144,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Ernst & Young refers to the global organisation of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organisation, please visit www.ey.com

© 2010 Ernst & Young, Australia.
All Rights Reserved.
SCORE Retrieval File No. AU00000727

This communication provides general information which is current as at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.